

令和6年11月1日

貨物船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和6年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	シヨクユタンカー株式会社
(3) 処分等の種類	警告
(4) 事故等の概要	<p>令和5年11月から令和6年1月にかけて、シヨクユタンカー株式会社（以下「同社」という。）が運航する船舶に対して、船員法第107条に基づく監査を実施したところ、船員の労働時間が同法の定める限度を超過しており、かつ、その要因が同社の運航計画に起因している疑いが判明した。</p> <p>この結果を受け、令和6年2月16日に関東運輸局が同社に対し、内航海運業法第25条に基づく監査を実施した結果、運航計画の作成にあたり船員の過労を防止するために必要な措置を講じていない等、内航海運業法及び同法に基づく安全管理規程が遵守されておらず、輸送の安全が確保されていない事実を確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>以下に掲げる措置について、令和6年12月2日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 運航管理者は、内航海運業法第12条及び安全管理規程第21条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、船舶所有者等を通じて、適切な乗組員の労働時間を考慮して、検討すること。また、運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運</p>

	<p>航計画又は配船計画の改訂の必要があるとして意見を 受けた場合は、その意見を尊重すること。</p> <p>② 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止 策を策定し、適切な安全管理体制を確立するととも に、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に 基づき、輸送の安全を確保するために、内航海運業法 をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最 優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメン ト態勢を構築すること。</p> <p>③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、 内航海運業法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先 の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵 守を確実にすること。</p> <p>④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶 の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括 し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図る こと。</p>
--	---